平成２８年（フ）第８８号
北海道紋別郡遠軽町南町２丁目１番地36、前住所札幌市東区北33条東14丁目２番11号イオンサイドＮ33―102号
債務者　相田　美佳（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１６２８号
さいたま市緑区東浦和３丁目17番地12　ワコーレ東浦和Ⅱ102号
債務者　平野　昌二
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４６号
埼玉県朝霞市根岸台２丁目10番50―705号
債務者　高安　　豪
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６６３号
埼玉県蓮田市大字駒崎4219番地８
債務者　吉田　貴紀
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６９２号
埼玉県ふじみ野市谷田２丁目４番地20、住民票上の住所埼玉県ふじみ野市長宮１丁目３番地37
債務者　澤田　　武
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２３号
愛知県刈谷市東境町昭山54番地　メゾンボヌールＡ棟202号
債務者　飯田可那子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
大阪市平野区瓜破東１丁目３番１―705号
債務者　萩野大二朗
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７１７号
静岡県藤枝市高洲１丁目２番22号　サンライフｌｋｅｄａＢ203、旧住所静岡県藤枝市高柳１丁目11番４号　Ｈｉトピア藤枝Ⅱ302号
債務者　村松佳世子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月10日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２号
栃木県宇都宮市西原町195番地８　ＮＡＲＡＢＵ壱番館601号
債務者　野澤　里絵
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６９６号
静岡県焼津市浜当目３丁目８番12号、旧住所静岡県焼津市本町４丁目10番25―103号　エンブルマーレ焼津
債務者　知久　　雅
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２号
大分県速見郡日出町大字豊岡788番地　フローレンス海岸通りＡ105
債務者　ウォーターガードこと　野田　幸夫
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第６２３号
宮城県黒川郡大衡村大衡字大童36番地１、従前の住所仙台市青葉区桜ケ丘３丁目32番１号
破産者　佐々木　崇
1　破産債権の届出期間　平成29年３月13日まで
2　一般調査期日　平成29年４月21日午前10時30分
平成29年２月10日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４４６７号
大阪市中央区松屋町住吉４番２―401号
破産者　海鮮酒場こうふくこと　上堀　　敦
1　破産債権の届出期間　平成29年３月13日まで
2　一般調査期日　平成29年４月17日午後２時30分
平成29年２月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５８号
兵庫県宝塚市鹿塩１丁目250番地　北仁川シティハイツ301、前住所兵庫県姫路市広畑区小坂76番地３　広畑中村コーポ303
破産者　北尾　正臣（旧姓小作）
1　破産債権の届出期間　平成29年３月13日まで
2　一般調査期日　平成29年４月13日午前11時
平成29年２月９日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第７２２号
北九州市門司区東新町１丁目７番１―101号
破産者　稲益　　實
1　破産債権の届出期間　平成29年３月13日まで
2　一般調査期日　平成29年４月25日午前10時
平成29年２月９日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５５２号
埼玉県所沢市下富1271番29
破産者　有限会社ヒサイズ
1　破産債権の届出期間　平成29年３月22日まで
2　一般調査期日　平成29年５月17日午後３時40分
平成29年２月８日
さいたま地方裁判所川越支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１号
鹿児島県南九州市頴娃町別府11727番地１
破産者　松永　謙志
免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
平成29年２月６日
鹿児島地方裁判所知覧支部